

静大 教育 小川裕子  
 静大 教育 ○小森麻知子

目的 前報に同じ

方法 前報に同じ

結果 ③親の看護・介護のための有給休暇（1988年度）の取得状況は、年齢層別にみた場合、20才代が0.5日である以外は30才代以上の世代では約1日である。1988年度の有給休暇の総取得日数が、20才代で約10日、30才代で約14日、40、50才代が約12日であることから、現状では有給休暇を親の看護・介護のために利用するのはわずかであることがわかる。また、この傾向に男女差はみられない。④親に看護・介護が必要になった際の仕事の継続についての意志をみた。男性では約80%が「続けられる」と答えている。女性では「できる限り続けたい」が最も多く、55%である。しかし、「続けられる」は25%と男性の意志と大きな差がみられる。また、職種別にみた場合、附属学校教員の継続の意志がやや低くなっているのは、仕事量の多さや残業等の時間的拘束によるものと思われる。

⑤親の看護・介護にかかわる「看護勤務制度」「看護休暇制度」「ホームヘルパー」「ショートステイ」「デイケア」「特別養護老人ホーム」「老人専門病院」の各制度について利用希望を尋ねた。看護の必要なある一定期間について1日5時間程度の勤務にする「看護勤務制度」、またその一定期間は休職できる「看護休暇制度」が、「利用したい」が70～80%と最も高い数値を占めるが、配偶者が無職の場合には60%と減少する。要介護高齢者が増えつつある今、新しい在宅介護のあり方を考えること、有給休暇だけでなく働きながら親の看護・介護を続けられる制度の確立が必要であるといえよう。